

## きたあきたふるさと寄附金取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、北秋田市のまちづくりを応援する個人及び団体から受け入れる、きたあきたふるさと寄附金（以下「寄附金」という。）を財源として、寄附者の北秋田市に対する思いを具体化することで、心豊かで快適なふるさとづくりを推進するため、寄附金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (寄附金の受入等)

第2条 寄附金は随時受け入れるものとする。

### (対象事業)

第3条 寄附金を財源として行う事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 豊かな自然環境に育まれるふるさとづくり事業
- (2) 活気あふれるふるさとづくり事業
- (3) ふれあいとぬくもりのふるさとづくり事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

### (寄附金の使途指定)

第4条 寄附者は前条各号に掲げる事業のうちから、自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定することができる。

2 前項の規定による指定がないものについては、前条第4号の事業の指定があったものとみなす。

### (寄附金の申込等)

第5条 寄附金の申込は、きたあきたふるさと寄附金申込書（様式第1号）により行なうものとする。

2 前項において、市長が特別な事情があると認めるときは、他の方法により寄附金の申込及び払い込みを行うことができる。

3 市長は、寄附金を受領したときは、寄附者に対し受領証明書を発行するものとする。

### (公序良俗に反する寄附金の取扱い)

第6条 市長は、寄附金を受け入れることが公の秩序又は善良の風俗に反すると認めるときは、当該寄附金の受入を拒否し、又は既に收受した寄附金を返還することができる。

2 市長は、前項の規定による取扱いをしたときは、その理由及び経過を記録しておくものとする。

### (寄附金の管理)

第7条 市長は、寄附金をきたあきたふるさと寄附金台帳（様式第2号）により適正に管理するものとする。

### (寄附状況の公表)

第8条 市長は、寄附者の氏名又は名称、寄附金の額その他必要な事項を当該寄附があった月の翌月の末日までに公表するものとする。ただし、寄附者が公表を希望しないものは、これを公表しないものとする。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。